

建設工事に係る入札金額の内訳書の取扱いについて

城陽市が発注する建設工事において、入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

1 内訳書の記載事項について

内訳書には、次の事項を記載するものとする。様式は任意とするが、参考として別記様式1の1から1の4を示す。

- (1) 工事名、名前又は商号（名称）及び代表者氏名
- (2) 内訳提出用の「金抜き設計書」に記載された全項目及びその項目に対応するものの数量、単位及び金額
- (3) 材料費
- (4) 労務費
- (5) 法定福利費（現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む。）の法定の事業主負担額をいう。）
- (6) 安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費をいう。）
- (7) 建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金をいう。）

2 無効となる内訳書

(1) 内訳書の未提出等

- ア 内訳の全部又は一部が提出されていない場合
- イ 内訳書とは無関係な書類が提出された場合
- ウ 他の工事等の内訳書である場合
- エ 内訳書が白紙である場合
- オ 内訳書が特定できない場合
- カ 内訳の記載が全くない場合

(2) 内訳書内容の不備

- ア 「金抜き設計書」に記載された全項目及びその項目に対応する金額に未記載又は誤りがある場合。
- イ 内訳書の縦計算又は合計額に誤りがある場合。
- ウ 入札書記載金額と内訳書の合計額が相違する場合

エ 表紙がない場合又は工事名、名前若しくは商号（名称）、代表者氏名に未記載又は誤りがある場合。ただし、電子入札システムで提出された場合は有効とする。

オ 材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費又は建退共掛金に未記載がある場合

※ただし、経過措置として、令和8年9月30日までに入札公告又は指名通知するものについては、記載がない場合も有効な内訳書とみなす。

(3) 提出ファイルの不備

ア 京都府公共工事電子入札運用基準で定めるファイル形式以外で提出した場合

イ コンピューターウイルスに感染したファイルで提出した場合

3 内訳書の再提出について

入札書を提出した者は、必要に応じ内訳書を再提出することができる。内訳書を再提出する場合は、市へ事前に電話又は来庁による申出を行い、市が指示する日時（指示がない場合は、開札予定日時）までに、紙による持参又はFAX送信(送信後、必ず契約担当課に到着確認をすること)により提出することとする。なお、再提出された内訳書は、市で受理した時点で有効とし、この場合、再提出前の内訳書は効力を失うものとする。また、市は、内訳書不備に対する指摘や再提出の指示は行わないこととする。

4 入札参加者からの問い合わせについて

市は、開札前において、入札参加者等から提出された内訳書が有効であるかの問合せに応じないこととする。なお、落札決定通知書発行後、無効の入札とした理由について市へ問い合わせした者に対しては、口頭で回答することとする。

5 内訳書の調査について

市が必要と認める場合は、内訳書（再提出前の内訳書を含む。）の有効性を確認する調査を入札参加者の全部又は一部に対し行うことができる。

6 労務費ダンピング調査について

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する予定価格1億円以上の

工事について、内訳書に記載された労務費等の適正性の調査（労務費ダンピング調査）を次のとおり実施するものとする。

- (1) 契約担当課長は、落札候補者から提出された内訳書に記載された直接工事費が、一定水準を下回る場合は、落札候補者に対し、その理由を確認する。
- (2) 前項に規定する一定水準は、下記のとおり「低入札価格調査制度に係る取扱要領」（令和8年4月1日施行）第2条第1号（1）に規定する「直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額」とする。

①土木工事＝直接工事費×0.97

②土木電気通信設備工事＝（機器費×0.6＋直接工事費）×0.97

③土木機械設備工事＝（直接製作費＋直接工事費）×0.97

④建築工事＝直接工事費×（1-0.1又は0.2※）×0.97

※一般工事：0.1

昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事：0.2

⑤下水道等（電気・機械設備）工事＝（機器費×0.6＋直接工事費）×0.97

- (3) (1)の確認は、落札候補者から理由書（別記様式2）の提出を求める方法により行う。

- (4) 確認の結果、合理的な回答が得られなかった場合、契約担当課長は落札候補者に対し、合理的な理由なく労務費を削減してはならない旨及び適正な賃金を支払わなければならない旨について、労務費ダンピング調査の結果に基づく要請（別記様式3）を通知する。

- (5) 前号に規定する要請を行った場合、契約担当課長は、案件毎に、入札金額内訳書調査票（労務費ダンピング）（別記様式4）に必要事項を記載したうえで、入札公告文、特記仕様書、設計図書等に関する質問及び回答、金入設計書並びに落札候補者から提出された内訳書及び理由書を付して、城陽市長あて報告する。

- (6) 城陽市長は、前項に規定する報告があった場合、国土交通省が設置する建設Gメンあて通報するものとする。

- (7) 当面の間、上記1（4）から（7）までに規定する事項については、記載の有無のみを確認し、金額の妥当性に関する調査は行わないものとする。